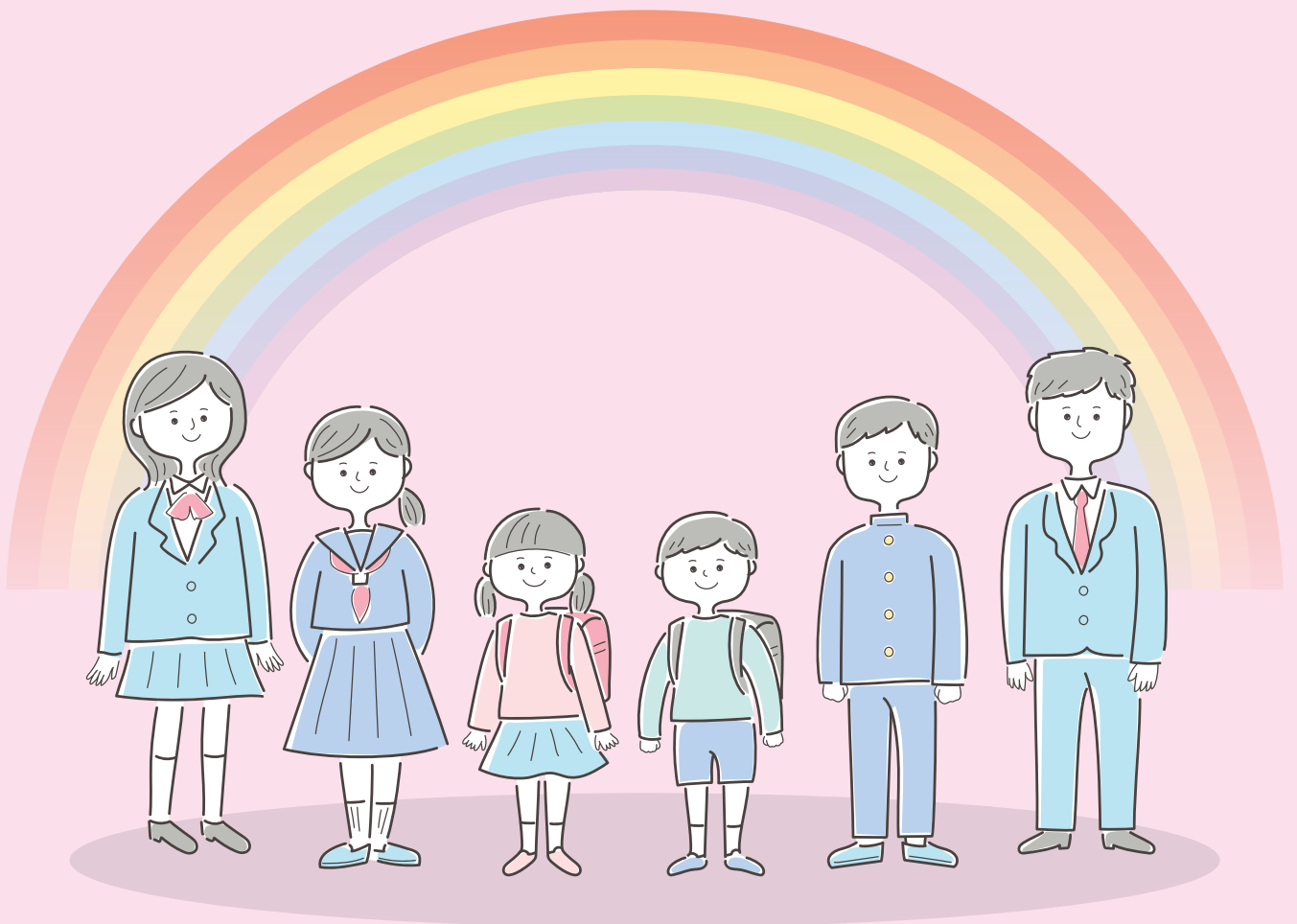


教職員向け

性の多様性を理解するためのガイドブック



令和 7 年 3 月

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

1	性の在り方(セクシュアリティ)について……………	1
2	LGBTQ/SOGIって何? ……………	1
	(1) LGBTQとは ……………	1
	(2) SOGIとは ……………	2
3	性的マイノリティの児童生徒が学校の中で抱える困難、課題 ……………	3
	(1) 性的マイノリティの課題 ……………	4
	(2) いじめ被害 ……………	4
	(3) 思春期は性的マイノリティにとって「第一の危機」 ……………	4
4	学校における組織的対応と個別相談における手順と留意点 ……………	5
	(1) 学校における組織的対応 ……………	5
	(2) 個別相談における手順と留意点 ……………	6
	(3) 相談体制の構築 ……………	7
	(4) 進路指導における対応 ……………	7
5	日常生活における当事者への対応と配慮 ……………	8
6	人権が尊重される環境づくり ……………	9
7	学校で実践できる取組例 ……………	10
8	当事者への対応に係るQ&A ……………	11
9	相談窓口及び当事者団体 ……………	12

1 性の在り方(セクシュアリティ)について

性の在り方(セクシュアリティ)は、「性を構成する多くの要素」がさまざまな組み合わせり、成り立っています。からだの性とこころの性が一致する人も、異なる人もいます。性的指向が異性の人も、同性の人も、あるいは両方に向く人も、どちらにも向かない人もいます。このように、**性の要素の組み合わせは多様**です。私たちは、それぞれの性の在り方を理解し、尊重することが大切です。

<性を構成する要素の例>

からだの性	外性器・内性器・性染色体・性ホルモンなどのからだのつくり。
社会に割り当てられた性	戸籍や保険証、マイナンバーカード、パスポートなどに記載される性で、多くは 出生時に割り当てられる 。
ジェンダーアイデンティティ (性自認・こころの性)	「自分は男性である」「女性として生きることがしっくりする」「男性でも女性でもある」「男性でも女性でもない」など。 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識 (※LGBT理解増進法第2条第2項)。
性的指向(好きになる性)	「男性が好き」「女性が好き」「両方好き」「両方好きにならない」など。 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向 (※LGBT理解増進法第2条第1項)。
性別表現(表現する性)	服装、髪型、ふるまい、言葉づかい等に見られる 社会的な性別 。

※「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

確認してみよう！！

- ☐ 性の在り方(セクシュアリティ)は十人十色で、見た目では分らない
- ☐ 大切なのは、その人のセクシュアリティがどれに当てはまるかを考えるのではなく、その人が何に困っているのかを一緒に考える意識・態度を身につけること

2 LGBTQ/SOGIって何？

(1) LGBTQ とは

レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)、クエスチョニング(Questioning)又はクィア(Queer)の頭文字をとり、**性的マイノリティの総称として「LGBTQ」**と表現されています。また、LGBTQ以外のセクシュアルマイノリティ(他者に対して性的欲求・恋愛感情を抱かないアセクシュアル、人を好きになるに当たってセクシュアリティを条件としないパンセクシュアルなど)を含めていることを示すために、「**LGBTQ+**」とも表現されます。

レズビアン (Lesbian)	女性を好きになる女性。 女性同性愛者。
ゲイ (Gay)	男性を好きになる男性。 男性同性愛者。
バイセクシュアル (Bisexual)	好きになる相手が女性の場合も男性の場合もある人。 両性愛者。
トランスジェンダー (Transgender)	からだの性（出生時に割り当てられた性）とジェンダーアイデンティティ（性自認）が一致せず、 性別に違和感を持つ人。
クwestioning (Questioning)	自分の 性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）について、定まっていない、明確にできない、明確にしたくない人。
クィア (Queer)	元々は「奇妙な、独特の、風変わりな」という意味の言葉であるが、近年では 肯定的に性的マイノリティを示す総称 として用いられている。

(2) SOGI とは

Sexual Orientation（セクシュアルオリエンテーション（性的指向））と Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ（性自認））の頭文字をとった略称です。

SOGIは、その人の性的指向と性自認を表すもので、誰もが持つものです。性の在り方は多様で、全ての人々がどこかに分類されています。また、そのグループの中でもグラデーションがあり、誰一人として同じ人はいません。

知ってた！？

性同一性障害（Gender Identity Disorder）は、心と体の性が一致しない状態のことを指し、国際的な疾病分類では、精神疾患とされてきました。

令和元年（2019年）、WHO（世界保健機関）の総会は「国際疾病分類」を29年ぶりに改訂し、性同一性障害の定義を「心の性と社会に割り当てられた性とが一致しない状態」とし、その名称は「性別不合（Gender Incongruence）」に変更され、「障害ではない」という認識が示されています。さらに、令和5年（2023年）最高裁判所は、生物学的な性別は男性で心理的な性別は女性である人が戸籍上の性別を変更する場合の生殖能力をなくす手術要件については、憲法違反であると判断しました。

「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック（福岡県）」より

嫌だったこと、
つらかったことは？

友人が、「レズキモい」
「ホモキモい」
「オカマキモい」などと
頻繁に発言していた

「男は男らしく、
女は女らしく」と考え、
当てはまらない人を見下す発言をする
教師の姿

生徒や教師を
含めて、LGBTQは
異常で、気持ち悪い
という表現をあから
さまにしていた

同性愛者や
トランスジェンダー
への差別的な発言
をする人がいた

もっと同性と
遊びましょと
通知表に
書かれていた

セクシュアリティに
ついての情報が乏し
かった
悩みを持った時に
気軽に話せる場が
なかった

教師が同性愛をばか
にする・否定する言動、
ジョークを言って笑いを
とることがあった

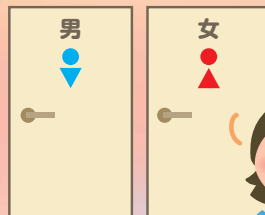
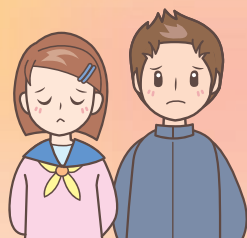
学校で男女に区別
されることが嫌だった
私はどこに属せばいいか
わからなかった

トイレに入りづらかった

「つらい、苦しい、
死んでしまいたい」
という気持ち

同性を好きになって
すごく悩んだ

誰にも分かってもらえない
気がしてつらかった



主に岡山県内の性的マイノリティを対象とした学校生活に関するアンケート調査報告書より
＜岡山市市民協働推進ニーズ調査事業（2016年）＞

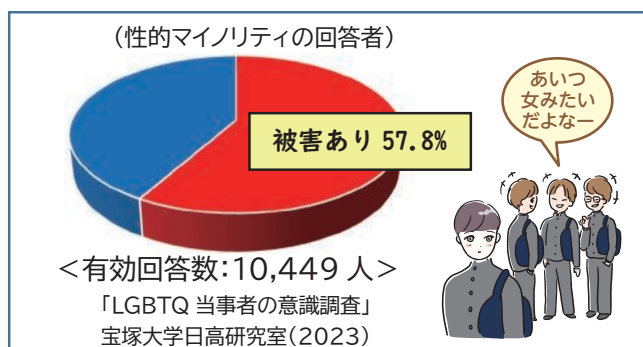
(1) 性的マイノリティの課題

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。…(中略)…このような性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

生徒指導提要 12.4.1「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応より

性的マイノリティの課題として、当事者が偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことや、社会的認知度が上がってもなお偏見や差別が起きていることが大きな課題であると生徒指導提要にも示されています。

(2) いじめ被害



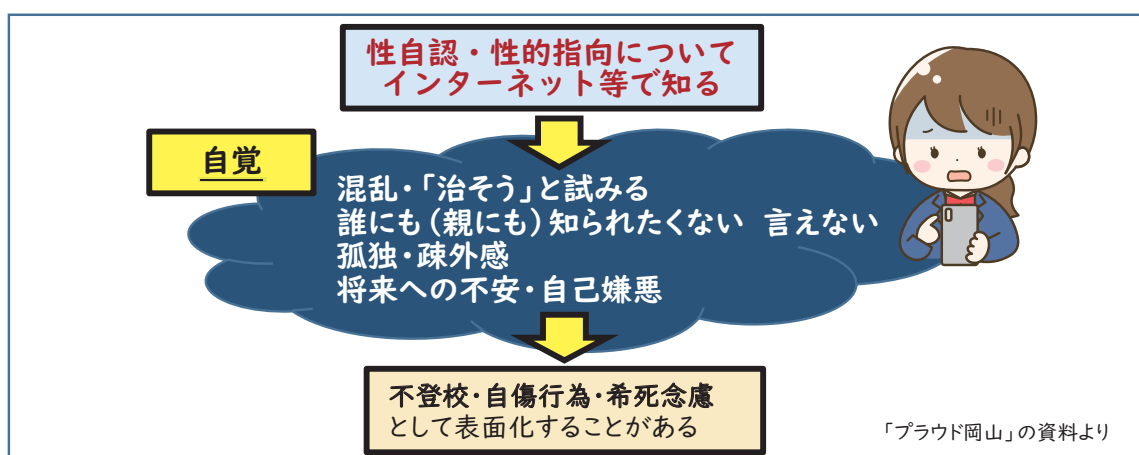
小中高でのネガティブライフイベント
経験者 75.8%

※ネガティブライフイベントとは

学校生活で「持ち物を隠されたり、壊されたりしたこと」「『女(男)らしくない』『おかま』『ホモ』『レズ』などといわれたこと」「無視や仲間はずれにされたこと」「暴力や大声で怒鳴る、脅すなどの行為をされたこと」「無理やり服を脱がされたこと」「インターネットやSNSで嫌がらせをされたこと」等を経験したことを指す

上記のグラフは、性的マイノリティの人がいじめ被害にあった割合を表したグラフです。**いじめ被害を受けた人の割合は、57.8%**でした。また、小中高でのネガティブライフイベント(※)については、75.8%の人がいずれかを経験しており、そのうち性的指向や性自認に関する言葉でのいじめを受けた人の割合は、52.4%でした。性的マイノリティの人の多くが、いじめの被害者になっています。

(3) 思春期は性的マイノリティにとって「第一の危機」



思春期は性的マイノリティの第一の危機と言われています。

自我が目覚め、自分とは何かと考えるうちに、様々な社会的情報やインターネットを通じて、自らの性自認や性的指向を知ようになった時、様々な悩みや苦しさを感じることがあります。そして、社会的に受け入れてもらえない、自分の居場所がないと思い込んでしまうことがあります。このような生きづらさを抱えている児童生徒の「言えない、言わない困りごと」を理解しようとする必要があります。

(1) 学校における組織的対応

多様性を認める学校づくりの取組の実施（相談体制整備・校内研修・児童生徒への指導等）

相談者
（児童生徒・保護者）

相談

教職員（担任、養護教諭等）

人権が尊重される環境づくり

相談を受けた教職員による対応

- ☐ 相談を肯定的に受容する
- ☐ 何に困っているのか聞く
- ☐ 性の多様性や相談先などについて情報提供する
- ☐ 否定しない、決めつけない
- ☐ 誰に話しているのか、情報共有してよいかを確認する
- ☐ 児童生徒との対話を継続的に行う

☞ 詳細は P6「(2) 個別相談における手順と留意点」を参照

要望なし

児童生徒・保護者から
特別な配慮の要望の有無

要望あり

報告・共有

※アウトティングにならないよう、
本人の承諾を得る

※いじめや差別を許さない生徒指導や人権教育を行うことが支援の土台となります

※普段から、相談しやすい環境づくりを進めることが大切です

専門家・関係機関等

- ・専門医（医療機関）
- ・教育委員会
- ・大学
- ・支援団体 等

連携・相談
助言・支援

組織としての対応

〈基本的姿勢〉

- ☐ 状況に応じた個別の対応
- ☐ 児童生徒の秘密の厳守
- ☐ 児童生徒の情報管理
- ☐ 全教職員での見守り

〈支援のための組織づくり（サポートチーム）〉

- ☐ 構成：管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医 等

〈校内での情報共有等〉

- ☐ 性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関して理解する
- ☐ 児童生徒・保護者に情報共有の意図を説明し、理解を得る

〈児童生徒への支援計画の検討・立案〉

- ☐ 児童生徒・保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める
- ☐ 他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進める

〈支援の評価・改善〉

- ☐ 教職員による評価の他、児童生徒・保護者から聞き取りをするなどして、参考にする

PDCAサイクルによる改善・見直し

※アウトティングとは「本人の意に反して、又は同意なく他者にセクシュアリティを伝えること」です。児童生徒のセクシュアリティについて第三者に共有する必要がある場合は、必ず児童生徒の了承を得ましょう。



→ アウトティングはプライバシーの侵害、命の危険につながる場合もあります。

(2) 個別相談における手順と留意点

(手順)

① 聴く

- ・ 初めて人に話すという児童生徒も少なくないので、安心して話せる環境をつくり、傾聴する。
- ・ 「話してくれてありがとう」と伝えるなど、児童生徒が今後も安心して相談できるような声かけに努める。

② 一緒に考える

～知っていてほしい～

自分のことを知ってほしい、受け入れてほしいと感じている人

→ 傾聴し、いつでも相談できる関係を構築する。

～困っている～

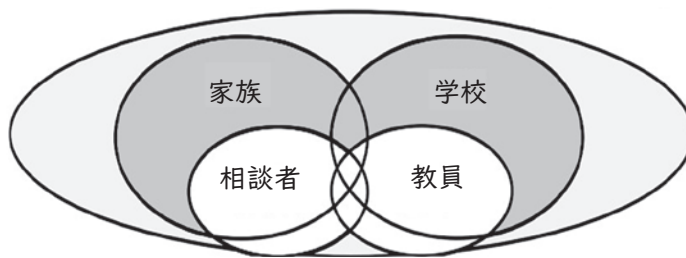
実際に困っていることがあり、解決のために相談する人

- 内容は一人一人異なる。
- 困りごとや求める対応について聞き、できる対応を考える。
- 希望の実現が難しい場合は、気持ちを受け止めた上で、代替案を考える。

③ つなげる(現状を確認する)

誰に話しているのか / いないのかを確認

・情報を共有する範囲をコントロールする(ゾーニング)



他の人に話してよい

- ・ **話してよい範囲を確認**し、管理職やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等の「サポートチーム」を作って組織的に対応する。
- ・ 必要に応じて、外部の相談機関とも連携して対応する。

話をしないで欲しい

- ・ 困ったとき、悩んでいるときはいつでも話を聞くことを伝え、安心して相談できるようにする。
- ・ 性の多様性に関する書籍・DVDなどがあることを、必要に応じて伝える。
- ・ 相談機関は、匿名性を守りながら利用することができることを伝える。

(留意点)

① 基本姿勢

- ・ 落ちつく
- ・ 傾聴する
- ・ 受けとめる
- ・ 一緒に考える



② 決めつけない

- ・ 何かにあてはめようとせず、児童生徒のありのままを受け止める。
- ・ 「思い過ごしじゃないか?」「いつか治るよ」など、本人のセクシュアリティを否定したり、「だったら〇〇じゃないの?」など、決定を促したりしない。
- ・ 自分のセクシュアリティを決められるのは、自分だけである。
- ・ セクシュアリティは迷ったり、決めないでいたり、いつ変わったりしてもよい。

③ 広めない、勝手に共有しない

- ・ セクシュアリティが意図せず他の教職員や、保護者、児童生徒に伝わることで学校・家庭・地域で安全に過ごせなくなる場合があります。
- ・ 生命の危険等、緊急性の高い場合を除き、情報共有が必要な場合は、共有して良い範囲を本人に確認し、了承を得る必要があります。
- ・ 教職員が相談機関を活用する際には、個人情報には触れることの無いよう注意が必要です。

(3) 相談体制の構築

- ・ 相談しやすい学校の雰囲気をつくる
- ・ 気軽に相談できる窓口をつくる
- ・ 勝手な決めつけや先走りにならないよう、最後まで話をしっかり聞く
- ・ 受容的に話を聞き、児童生徒とともに考え、寄り添う姿勢で相談に対応する
- ・ 児童生徒に秘密を守ることを伝え、安心して相談できるよう配慮する
- ・ 学校内で情報を共有しなければならない場合は、その旨を児童生徒（※保護者）に伝え、理解を得ながら支援を行う

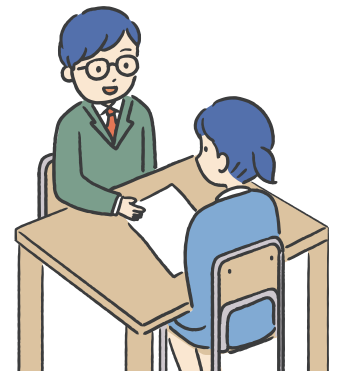


児童生徒の意思は尊重しなければなりません、一方で、**学校での効果的な対応のためには教職員間での情報共有が欠かせない**ことから、児童生徒やその保護者に対して、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが必要です。

※保護者が受容していない場合も考えられるので、**保護者に相談する必要が生じた場合も、児童生徒の了承を得てから伝えましょう。**

(4) 進路指導における対応

性的マイノリティの当事者である生徒への進路指導の際に、特定の著名人等のイメージによる偏見・先入観によって、その人の性格や他の人との関係性を決めつけてしまうことがあります。しかし、性的指向や性自認は一つの個性であって、その人の性格や将来像などを限定するものではありません。生徒**一人一人と向き合い、先入観なく寄り添った進路指導**を行うことが求められます。

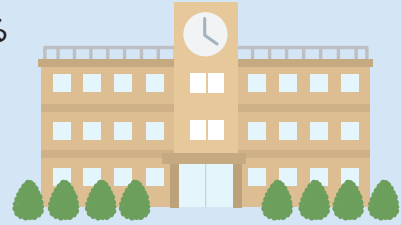


また、生徒の中には、自分が他の人と異なると考え、自身の将来を思い描きにくい状況になっていることがあります。生き方や進路について学ぶ場合には、多様な方法や選択があることを伝え、生徒に寄り添いながら、**主体的に進路選択すること**ができるようにしていくことが大切です。

そのためには、性的マイノリティの当事者が実際にどのような職に就き、どのように生活しているか等の情報を教職員・生徒ともに知る必要があります。そうした情報を当事者団体等に問い合わせることで、より具体的に有効な指導につなげることができます。

対応の基本

- ・ 性的指向や性自認は人により異なることを前提に対応する
- ・ 固定観念や先入観、偏見を持たない
- ・ 性別や関係性を決めつけるような表現は避ける
- ・ いじめや偏見・差別を許さない指導を日常から実践する
- ・ アウティングをしないように留意する

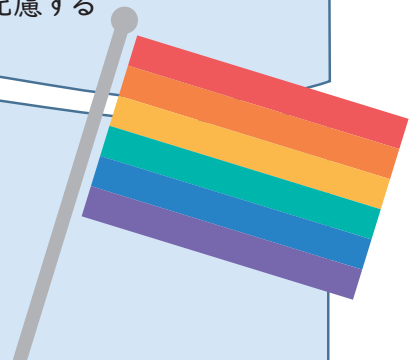


教室・授業において気をつけること

- ・ 全ての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう、居心地の良い環境づくりに努める
- ・ 性の多様性を踏まえた指導となるように工夫をする
- ・ 性の多様性に触れ、理解を深めることができるよう、保健室や図書室等に関連書籍を置く
- ・ 学校行事・部活動等で性別によらない役割分担が選べるように配慮する

性を限定した発言に留意する

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 夫、妻、旦那様、奥様 | → 配偶者、パートナー |
| ・ 男らしい、女らしい | → ○○さんらしい |
| ・ お父さん、お母さん | → 保護者の方、ご家族の方 |
| ・ 彼氏、彼女 | → 恋人 |



避けた方がよい言葉や概念

- ・ 性転換手術 … 性別を転換するわけではなく、体の性的特徴を性自認に合わせるための手術であり、「性別適合手術」とするのが望ましい
- ・ ホモ・レズ … ゲイを指すことが多い言葉やレズビアン短縮形だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたために避けるべき言葉
- ・ オカマ・オナベ … いわゆる「女っぽい、男っぽい」等を指す言葉だが、侮蔑的なニュアンスが強い
- ・ おとこおんな … いわゆる「男っぽい女」を指す言葉だが、オカマやオナベと同様に侮蔑的なニュアンスを含む
- ・ オネエ … 女性的にふるまう男性で、ゲイに限らないが、侮蔑的なニュアンスが強い
- ・ ニューハーフ … トランスジェンダー女性の当事者には侮蔑的に感じる人もいる

6 人権が尊重される環境づくり

「学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされる環境の成立」が「学習指導上の効果」をもたらします。**人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものに関わるものであり**、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係の在り方等によって形成されるものですが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権尊重の視点に立った様々な取組の工夫を行うことも有効です。

さらに、日々の学級経営においては、教室が安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要です。

次に挙げる項目について、今一度確認してみましょう。

教職員の言動の見直し

「女／男らしく」「男／女のくせに」など何気ない一言によって児童生徒を傷つけることがあります。教師が言わないとしても児童生徒の発言を見過ごしては同じことです。いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育を行うことが支援の土台となります。

(チェックしてみよう) ☐ 「さん」付けや本人が望む通称名で呼ぶ ☐ いじりやいじめを見逃さない

男女区分の再点検

学校生活における男女区分が「必要なもの」か、「不必要なもの」か、再点検してみましょう。

(チェックしてみよう)

- | | |
|---|---|
| ☐ 並び方、ロッカー、給食当番、委員会活動、児童会・生徒会活動等、性別で分けない | ☐ 座席表の名前を囲む線の色を性別で分けない |
| ☐ 名簿や班を性別で分けない | ☐ 体操服・水着・上靴等を性別で区別しない |
| ☐ 性別によらず、誰もが希望する部活動に所属できる | ☐ 制服は性別によらず選択できる |
| ☐ 誰もが自由に使用できるトイレがある | |
| ☐ 宿泊学習や修学旅行において、部屋や風呂の使用に対して個別に配慮できている | |



違いを認め合い、一人一人を大切にする学級づくり

「よいところ探し」や自尊感情を高める取組などを継続して行うとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、違いを認め合う言動を増やします。教師は、日頃から受容と共感の態度で児童生徒に接しましょう。

保健室・図書室との連携

環境づくりや支援は、教室で学級担任中心に行うだけでなく、養護教諭、司書との連携によって、保健室・図書室でも行うことができます。関連する書籍の閲覧・貸出や関連ポスターの掲示、相談先を記したリーフレット(カード)の設置などにより、性的マイノリティとされる児童生徒の安心感や自己肯定感を高めることが期待できます。また、児童生徒全体が正しい知識を得ることにもつながります。

1. 男女分けを見直してみよう！
その役割や色分け、
本当に必要ですか？

2. 子どもによって呼び方を変えず、公平な呼び方を
しましょう！！

3. 普段の会話や言葉づかいを見直してみよう！
「決めつけ」になっていませんか？

4. 教職員研修や教職員同士で理解を深め、多様性を
認め合うことについて
話し合ってみましょう！

5. 図書館や保健室に関連書籍を
置きましょう！
学級だより、図書だよりで
性的マイノリティの本を
紹介してみましょう！

6. 普段の生活で、子どもが
安心できるメッセージを
発信しましょう！

7. 性的マイノリティを笑いの
対象にする言動や差別的な言動を見かけたら、
見逃さずに指導しましょう！

8. 多様性を認め合う人権学習を
計画・実施しましょう！

Q1 性的マイノリティとしての対応をしてもらうために、診断書は必要ですか。

A1 文部科学省の通知では、「児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重する」とし、**診断書を要件とはしていません。**

Q2 標準服等の選択について申し出があった場合、どのように対応する必要がありますか。

A2 標準服や体操服、水着等が男女で異なる場合は、児童生徒やその保護者からの申し出によって、希望するものの着用を検討してください。ジャージ登校や標準服のままで構わないなど、児童生徒によって様々なケースが考えられますので、**戸籍での性別を理由に一元的な対応をしないよう注意**し、児童生徒及びその保護者との話し合いによって、**児童生徒ごとにルールを定める配慮も必要**です。成長とともに、ルールを変更することにも柔軟に対応してください。

Q3 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A3 文部科学省の通知では、「学校においては、当該児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進めることが重要であること」としています。健康診断に当たっても、**当該児童生徒の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施**することが考えられます。



Q4 当該児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A4 当該児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。このように、**当該児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮との均衡をとりながら支援を進めることが重要**です。

Q5 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A5 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。なお、文部科学省の通知では、**他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当該児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある**としています。

Q6 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。

A6 文部科学省の通知では、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、**指導要録の変更は想定していません。**

Q7 性的指向や性自認について小中学生に教えるのは早すぎないですか。

A7 同性愛(ゲイ)であることをなんとなく自覚した平均年齢は13.1歳^{*1)}、性別違和を小学校入学前に自覚したのは56.6%、中学生までには89.7%という調査結果^{*2)}があります。また、自殺念慮を抱くピークの一つは、小学校高学年～高校生の思春期と重なります。**小学校から発達段階に応じて多様性を認める価値を教えること、中学生では性的指向や性自認について学び、人権尊重の姿勢を養うことは、差別やいじめを防ぐことにもつながります。**10人に1人はいる^{*3)}とされる性的マイノリティの存在を「いないこと」にしてはなりません。

Q8 学校として性的マイノリティの児童生徒を把握する必要があるのでしょうか。

A8 性的マイノリティ当事者で、誰にもカミングアウトしていない割合は50.8%^{*3)}でした。性的マイノリティの児童生徒やその保護者は、性的指向や性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合もあります。相談をする、あるいはカミングアウトする児童生徒がいなかったとしても、そういった児童生徒が学校や学級に在籍していると考えられます。教育上の配慮を行う上では、日常の対話こそが重要であり、**「困りごと」のある児童生徒が相談しやすい環境を整えておくこと**が何よりも重要です。それにより、相談やカミングアウトにもつながっていくと考えられます。

^{*1)} ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 日高庸晴(2015年)

^{*2)} 岡山大学ジェンダークリニックによる調査 中塚幹也

^{*3)} 電通ダイバーシティラボによる調査allyaction guide(2023年)

9

相談窓口及び当事者団体

名称	対応日時/電話番号/URL		相談内容
よりそいホットライン	24時間受付	0120-279-338	性別や性的指向などに関する相談
24時間子供 SOSダイヤル	フリーダイヤル 受付時間:24時間対応 (年中無休)	0120-0-78310	いじめや、自分や友人の安全に関する相談
ハートフルおかやま110	年中無休 (年末年始を除く) 8:30~21:30	086-224-7110	総合相談窓口
岡山大学病院 ジェンダークリニック	https://www.okayama-u.ac.jp/user/g-clinic/index.html		生活支援プログラム
一般社団法人にじず	https://24zzz-lgbt.com/join/		当事者団体 子ども若者の居場所

～参考・引用文献・資料～

- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について(通知)
文部科学省:令和5年6月
- 「生徒指導提要」
文部科学省:令和4年12月
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」
文部科学省:平成28年4月
- 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」
文部科学省:平成20年3月
- 「性の多様性を理解するための職員ガイドブック」
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課:令和6年3月
- 『「性はグラデーション」大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同LGBTハンドブック』
大阪市淀川区役所市民協働課:令和6年3月
- 「性の多様性に係る相談対応ハンドブック(教職員用)」
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課:令和5年3月
- 「足立区教職員向け LGBT マニュアル」
東京都足立区教育委員会教育指導部教育指導課:令和3年12月
- 「性的マイノリティに対する支援のための留意点」
兵庫県教育委員会事務局人権教育課:令和4年4月
- みんなに知ってもらいたい性の多様性「教育編」
千葉県:令和3年4月
- 「性の多様性を理解するために」—教職員ハンドブック—
徳島県教育委員会人権教育課:平成30年3月
- 「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック」
福岡県:令和6年9月一部改訂
- 「性の多様性を認め合う児童生徒の育成Ⅱ」
倉敷市教育委員会:平成30年4月

令和7年3月発行

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
TEL 086-226-7612(直通)

